

動物医薬品検査所交渉（全農林労働組合東京地方本部動物医薬品検査所分会）
議 事 要 旨

1. 開催日時 平成23年2月8日（火） 18:05～18:45（40分）
2. 場 所 動物医薬品検査所第一会議室
3. 出席者 動物医薬品検査所 境 政人 所長
高橋 了 庶務課長
動物医薬品検査所分会 宮本 英昭 委員長
小澤 真名緒 副委員長
川西 路子 書記長
4. 議 題 秋闘要求
（全農林労働組合東京地方本部動物医薬品検査所分会提出
別添「要求書」）

高橋庶務課長 ただいまから、全農林労働組合東京地方本部動物医薬品検査所分会要求に基づく交渉を開催します。

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉において分会から提出された要求事項のうち、1の（1）の業務体制の見直しへの対応、2の（1）の超過勤務について、5の口蹄疫等重要伝染病対応マニュアルについて、6の情報の開示についての4項目について交渉対象事項と整理し、それ以外の事項についてはご要望事項として承るとの整理としました。

それでは、4項目について所長から回答いたします。

境所長 それでは、4項目について順に回答させていただきます。

まず、要求書の1の「組織・業務体制について」の中の（1）の「業務体制の見直しを行うに当たっては、職員の意見を汲み上げるよう努め、職員への十分な説明を行うこと。」についてですが、今後の業務体制については、平成22年4月からの新体制における業務状況を見極めつつ、適正な体制を整えていく予定です。今後も、職員から意見を聞きながら、動物用医薬品の検査、承認審査等のいろいろな業務をより効率的に実施できる業務体制を築いていきます。

また、体制を変更する場合には職員に説明させていただきます。

次に、2の「労働環境の改善について」の（1）の「超過勤務について」で「超過勤務の実態を把握し、負担が大きな場合は縮減案を検討すること。実施した超過勤務については、確実に手当の支払いができるよう対応すること。」についてですが、研究・検査業務については9月末に

両検査部及び企画連絡室の職員を集めて意見交換を行い、そこで確認された内容により超過勤務の取扱いについては一部変更したところです。

また、業務量が偏らないよう対策を検討しながら実施していきたいと思っています。なお、実施した超過勤務については確実に手当を支払います。現在、審査調整課において超過勤務が多くなっているが、昨年途中からは派遣職員を雇用して事務補助を実施している。今後も人事異動等併せて検討しながら超過勤務縮減について対応していきます。

続いて、5の「口蹄疫等重要伝染病対応マニュアルについて」で、「口蹄疫等重要伝染病対応については、今後再び起こりうることを想定し、勤務制度及び施設整備等の改善に向け至急対応策について検討すること。

また、新たなマニュアルの作成には職員の意見を聞くこと。」についてですが、現在も鳥インフルが発生し対応を行っているところでありますが、現在、昨年宮崎で発生した口蹄疫防疫作業対応の経験を踏まえてマニュアルの見直しを進めており、職員にも意見を聞きながら変更等行うこととしております。内容については、鳥インフルへの対応も現在行われていることから、口蹄疫対応マニュアルに鳥インフルと豚コレラの対応も加えたマニュアルを現在検討している。また、待機期間の取扱いについても今回併せて一部改正の検討を行っており、職員皆さんの意見を取り入れながら改正を行っていくこととしています。

最後に、6の「情報の開示について」で、現在道路計画に基づく庁舎建て替えの検討が行われているが、当該案件については、当所職員の今後の業務及び生活に直接関わる問題であるにも関わらず、総括上席研究官会議等における検討内容及び進捗状況について、一般職員に公開されていないため、検討内容等については開示し、職員全体の意見を確認すること。また、総括上席研究官会議の議事内容については、内容に関わらず開示すること。」についてですが、検査部の実験室等については専門的な業務であることから、総括官会議により検討を行っているところであり、各領域においては総括以外からも多くの意見を頂戴し検討しているところです。事務室等については、一人当たりの面積が決まっていることもあり特に検討事項としていないところです。また、道路問題に係る事項については、所議等をとおして全職員に機会ある毎に伝えていきます。以上で、私からの回答は終わります。

高橋庶務課長 以上ですが、何か御質問等ありますでしょうか。

宮本委員長 1の(1)の業務体制についてですが、どのような方法で職員の意見を汲み上げているのか。

境所長 担当部長に相談し、状況を確認しながら実施している。人事等につい

ては皆さんに直接聞くことはできないが、それ以外の事項については意見を聞きながら実行していくこととしている。

川西書記長 昨年4月からの新体制については暫定的なものとして聞いているが、今後のスケジュールについて教えてほしい。

境所長 昨年4月から行っているスタッフ制については、限られた人員でより効果的に業務を行うことができるということで良い体制であると認識している。この体制が始まり、まだ一年が経過していない状況であり、今後は微調整を加えながら検査第一部と検査第二部についてそれぞれバランスよく業務を進められるよう体制を整備していきたい。

小澤副委員長 スタッフ制については、臨機応変に対応することができるという長所はあるものの短所となる部分もある。例えば、所属する検査室がなくなり担当する業務が不明瞭になる等の短所がある。

境所長 大部屋化については、検査業務の技術等を引き継いでいく必要から領域化は良い体制だと思っている。また、支援体制も取りやすくなる。担当の不明瞭の部分については、各部長等と意見交換をしながら目配りをしていきたい。

宮本委員長 次に、2の(1)の超過勤務についてですが、現在超勤の実態の把握についてはどのようにしているのか。

境所長 毎週開催の所議において、個人毎の実績を確認し検討している。

小澤副委員長 現在、個人毎に退庁簿を毎日記入しているが、超勤実績と合わせているのか。

境所長 超過勤務については、毎日超過勤務の伺いを管理者に確認を行いその内容により命令を行っている。それ以外に研究や自己研鑽のための時間等あり、退庁の時間と一致していないものと考えている。

宮本委員長 審査調整課に派遣職員を雇用したことによる効果は現れているのか。

境所長 審査調整課の派遣職員の方には定型的な書類のチェックを担当していただいている。申請件数が多く、直ちに担当者の超勤が減るとは考えられない。審査業務については、現在は派遣職員で対応しているが、今後は人事も含めて考えていきたい。

川西書記長 超勤手当の発生しない研究職の職員の負担が増加している課室も見受けられる。全体の超勤手当が縮減するように、研究職の職員及び課長等管理職の方々の業務についての効率化や縮減も検討してほしい。

境所長 全体的に御心配いただいているところですが、当所の業務としましては国民へのサービスを一番の優先事項として考える必要があります。ただ、業務が特定の方に偏ることは良くないことと考えております。但し、管理職の方にはその職域において、職員の方々が意欲を持って能力が発揮できる組織運営を行う責任もありやむを得ない部分もあると考えているところですが、職員の健康面には充分注意しながら業務を実行する必要があると考えております。

小澤副委員長 業務の負担が大きいのは審査調整課だけという認識か。

境所長 超過勤務が個人的に多いのは審査調整課で、会計課職員も多くなっている。

宮本委員長 次に5の口蹄疫マニュアルについてですが、現在検討中の改正案では待機期間の取扱いはどのようになるのか。

境所長 今回の見直しは、防疫作業終了後の7日間については、動物舎に近づかず、検査室等にも入らず会議室等で業務を行うことを考えている。その際必要なパソコン等の取扱いについても検討する必要があると考えている。なお、防疫作業に直接携わらない県庁等の業務を担当した方については、汚染の可能性が極めて少ないことから検査室等の作業については規制しないこととしている。また、これまでは口蹄疫のみの対応マニュアルであったことから、今回の鳥インフル及び豚コレラの対応についても対応可能となるよう改正することとしており、現在職員から意見をいただいているところであり、来週の所議において決定して皆さんにお知らせすることとしている。

宮本委員長 最後に6の情報の開示についてですが、総括上席研究官会議の議事内容の開示については、規程ではどうなっているのか。

高橋庶務課長 総括上席研究官会議の要領では、議事概要については出席者と所議構成員に対して配布することになっている。

境所長 総括上席研究官会議の議事内容も含め重要事項については、所議において皆さんに伝わるよう指示を出すこととしたい。

宮本委員長 よろしくお願ひする。

高橋庶務課長 以上で交渉を終わらせていただきます。有難うございました。